平成２１年（フ）第２８４号
広島県福山市西新涯町２丁目10番50号　４
債務者　伯川由美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９９０号
東京都町田市小野路町1571、住民票上の住所東京都町田市本町田2528番地公社住宅ハ10―209
債務者　青島　一廣
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０１６号
東京都八王子市弐分方町479番地サニーコートアオキ102号
債務者　大塚しのぶ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８０６４号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目９―28―202
債務者　臼淵　　来
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３号
山口県周南市大字徳山757番地　市営住宅27棟153号
債務者　坂本美知治
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６３６号
岡山市北区十日市西町８番68―２号　光マンション207
債務者　中谷　徹也
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５７号
岡山市南区藤田241番地53
債務者　中村恵里佳
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５９号
岡山県備前市浦伊部1118番地18
債務者　福安　雄二
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６７号
岡山市南区福田515―１　すみれハイツＢ棟、住民票上の住所岡山市北区西古松２丁目３番31号　アーバンハウス大元203
債務者　安井　英雄
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５４６号
大阪府枚方市楠葉並木１丁目26番１号
債務者　濵﨑　昌幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７号
青森県むつ市金曲２丁目３番50号
債務者　金澤　　正
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
静岡県浜松市東区半田山３丁目24番14号、前住所静岡県袋井市久能1889番地の２
債務者　青木　　純
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
静岡県浜松市中区和合町315番地の1073
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
栃木県下都賀郡大平町大字西野田140番地６
債務者　大橋　清孝
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１６６号
栃木県小山市大字南半田441番地７
債務者　梅山　朋美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部